

[検討事項] □基本条例素案について

1、逐条解説（案）について

第一章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確にこたえ、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

□本条は、この条例の制定の目的を明らかにしたものです。

【解説】

□前文でうたったこの基本条例の制定の趣旨と決意を踏まえ、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として定めたものです。

（基本理念）

第2条 議会は、二元代表制のもと、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、広く市民の意思と市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼と負託に応えるものとする。

【趣旨】

□本条は、この条例の基本理念を明らかにしたものです。

【解説】

□議会は、市民から直接選挙により選ばれた議員で構成する合議制の代表機関として、市民に開かれた議会運営を実現し、市民の信頼と負託に応える議会を目指すものです。

（基本方針）

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民が積極的に議会に参加できるためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。

- (2) 二元代表制のもと、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指すこと。
- (3) 市長その他執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指すこと。

【趣旨】

□本条は、この条例の基本方針を明らかにしたものです。

【解説】

□前条の基本理念を実現するため、議会が目指す3つの方向性について定めたものです。

□第1号は、「市民に開かれた議会」について定めたものです。

□第2号は、「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」について定めたものです。

□第3号は、「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」について定めたものです。

2、条文案及び逐条解説（案）について

（政務活動費）

第14条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費については、別に条例で定める。

【趣旨】

□本条は、政務活動費について定めたものです。

【解説】

□政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費の収支報告書等を公開することにより、その使途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを定めたものです。

□政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）」で定めます。

第十章 最高規範性を見直し手続

（最高規範性）

第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

【趣旨】

□本条は、この条例が議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であること定めたものです。

【解説】

□第1項は、この条例が議会の基本となる最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを定めたものです。

□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図りながら適正な解釈と運用を行うことを定めたものです。

(見直し手続)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

□本条は、この条例の見直し手続について定めたものです。

【解説】

□第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討することを定めたものです。

□第2項は、この条例の見直し手続について定めたものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置を講じていくものです。

□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正する時は、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずるものです。